

桜雪報広

加茂警察署
加茂駅前交番
☎ 52-4445



令和6年 自転車安全月間

実施期間：5月1日(水)から5月31日(金)まで



1 自転車安全利用五則を守りましょう

◇自転車安全利用五則◇

- ・ 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 飲酒運転は禁止
- ・ ヘルメットを着用



自転車も立派な車両
なんだって！！

2 ヘルメットを着用しましょう

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- ヘルメットは自らの命を守る大切な道具です。
- 自転車に乗る際は積極的な着用に努めましょう。

3 「損害賠償責任保険」に加入しましょう

- 自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になると多額の損害賠償が発生する可能性があります。
- 万が一の事故の補償に備えて「自転車保険」など損害賠償責任保険に加入しましょう！

一瞬の気のゆるみが危ないのかも...

4 幼児同乗自転車を安全に利用しましょう

- 幼児を自転車の幼児用座席に乗せる際は、ヘルメットやシートベルトを着用させましょう。
- 幼児を二人同乗させる自転車は、停止中の転倒による事故の危険性があるため、転倒防止対策を取りましょう。

自転車死亡事故の約5割が頭部に致命傷

盗難対策も忘れずに！！被害にあったらすぐ警察に相談。

加茂市内で自転車の盗難が相次いでいます。鍵を必ずかけましょう！！

悪質商法にご用心



悪質商法とは...？
一般消費者を対象に、組織的・反復的に取行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・手法が組み込まれたものを言います。

県内では「点検商法」という悪徳商法によるトラブルが多発しています！その事例と対応方法をご紹介します。

事例

悪質業者は親切を装って近づき、点検を行います

近所で工事をしていたらお宅の屋根瓦がずれているのが見えました。
無料で屋根に上って、点検してあげましょうか？

親切に点検していると見せかけて...

「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」などと言い、消費者の不安を煽って不要な工事を行います！

★被害にあわないためのポイント★

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させない。
- すぐに契約せず、複数業者から見積もりを取る。
- 保険金を利用できるというトークには気をつける。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合もある。

おかしいと思ったら
すぐ警察へ相談を！

加茂警察署 0256-52-0110
加茂駅前交番 0256-52-4445



